

## 奨学金の貸与を希望する方へ

同窓会では、在学中に経済的事由により就学したいが、学納金が払えない方に学資（麻布大学同窓会奨学金）を貸与しています。この奨学金は、他の奨学金と重複して貸与を受けることができます。貸与の額は1年に納付する学納金額の半期相当額で在学中1回に限ります。

### 学納金徴収猶予願（大学の学生支援・国際交流課への手続）

納入期限までに学納金が納入できない場合や、すでに納入期限が過ぎてしまっている場合には、学生支援・国際交流課に「学納金徴収猶予願」を提出する必要があります。

- ☆ まず、学生支援・国際交流課で「学納金徴収猶予願」届出用紙を貰う。
- ☆ 届出用紙に必要事項を記載する。
- ☆ クラス担任にこのことを申し出て、承認印を貰う。
- ☆ 書類の作成ができれば、速やかに学生支援・国際交流課に提出する。

## 奨学金貸与の流れ

### 1 奨学金貸与に関する相談 同窓会事務局へ

### 2 奨学金貸与の申請手続（申請書は、同窓会事務局で配布しています。又は大学ポータルサイト掲示板：同窓会掲示板からダウンロードできます。） 奨学金の貸与を希望する者は、次の書類を準備する。

#### 1) 奨学金貸与申請書（様式第1-1号）を作成し、添付書類を入手する。

- ① 申請者 在学生であるご自身の氏名を書き、押印する。
- ② 申請者本人の氏名（ふりがな）などを記載枠内に書く。
- ③ 申請理由を枠内に具体的に書く。
- ④ 添付書類を入手する。
  - ・ 成績証明書（大学内の証明書自動発行機で発行している。）
  - ・ 申請事由を証明するための書類（証明がある場合）

#### 2) 家族及び連帯保証人に関する書類（様式第1-2号）を作成し、添付書類を揃える。

- ① 家族に関する状況を記載枠内に書く。
- ② 連帯保証人に関する事項を記載枠内に書く。

奨学金の貸与が決定し、お貸しできることになった場合には、2名の保証人が必要です。1名は学資負担者又は父母等で、他の1名は生計が別である人（例、叔父叔母・伯父伯母等）が条件となっています。（ただし、25歳以上かつ奨学完済時に満65歳未満で、独立の生計を営む者。）

この保証人は、返済に関して責任を負って頂くこととなりますので、保証人を依頼しておいて下さい。

- ③ 学長の推薦書 学生支援・国際交流課に申請して下さい。
- ④ 添付書類を揃える。
  - ・学資負担者の最近の源泉徴収票又は所得証明書

3) これらの書類が揃ったら同窓会事務局に申請して下さい。

### 3 奨学金貸与の審査結果の通知

提出された申請書類を基に審査を行い、申請 7~10 日後に奨学金貸与の可否を通知しますので、連絡先又は連絡の方法を同窓会事務局に知らせて下さい。

### 4 奨学金貸与の手続

奨学金の貸与の手続は、次の書類を作成し、添付書類を揃える。

- 1) 誓約書（様式第 3 号） 本人と 2 名の連帯保証人が、氏名、住所を自書し、押印（保証人は実印）してください。
- 2) 奨学金借用書（様式第 4 号） 本人と 2 名の連帯保証人が、2 通にそれぞれ氏名、住所を自書し、押印（保証人は実印）してください。
- 3) 奨学金返済計画・確認書（様式第 5 号） 本人と 2 名の連帯保証人が、氏名を自書し、押印（保証人は実印）してください。返済は本会奨学金貸与規程により、卒業後 2 年を経過した後 5 年以内、毎年 2 回の計 10 回の元金均等割賦を原則としています。
- 4) 添付書類を揃える。
  - ・連帯保証人の印鑑登録証明書（3 か月以内のもの）
  - ・連帯保証人の住民票（1 か月以内のもの）
- 5) これらの書類が揃ったら同窓会事務局に提出して下さい。

### 5 奨学金の振込

奨学金の手続終了後、奨学生の学納金として大学の口座に振り込みます。送金後には、奨学生にその旨通知します。

